



村上市環境基本条例 逐条解説

ウェーブブルー



スワンホワイト



ウッドグリーン



クロッカスイエロー



サーモンレッド



平成 21 年 4 月

村 上 市

目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	7
第4条 市の責務	9
第5条 市民の責務	10
第6条 事業者の責務	11
第7条 滞在者及び民間団体の責務	12
第2章 環境の保全及び創造に関する基本施策	
第1節 施策の基本方針	
第8条 施策の基本方針	13
第9条 環境基本計画の策定	15
第10条 年次報告	17
第2節 環境の保全及び創造に関する基本施策	
第11条 市の施策の策定等に当たっての環境への配慮	18
第12条 事業実施時における環境への配慮	19
第13条 環境の保全上の支障防止	20
第14条 経済的措置	21
第15条 公共的施設の整備等	22
第16条 資源の循環的な利用等の促進	23
第17条 環境教育等の推進	24
第18条 自発的な活動への支援	25
第19条 環境状況の把握等	26
第20条 情報の提供	27
第3節 地球環境保全の推進	
第21条	28
第4節 施策の推進体制等	
第22条 推進体制の整備	29
第23条 国等との協力	30
第3章 環境審議会	
第24条	31
附則	33
資料	34
村上市環境基本条例	35
村上市環境審議会規則	40